

◎新潟県告示第233号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線がひかれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前									
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 <u>りそな銀行</u>、八十二銀行及びみずほ信託銀行は、納入通知書等による窓口収納事務の取扱いを除く。</p>		名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置 又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 八十二銀行及びみずほ信託銀行は、納入通知書等による窓口収納事務の取扱いを除く。</p>		名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置										
(略)	(略)										
名 称	主たる事務所の位置 又は店舗の位置										
(略)	(略)										